

平成 22 年度 第 2 回磐田市小・中学校通学区域審議会 議事要旨

日 時 平成 23 年 2 月 1 日 (火) 13 : 30 ~ 14 : 30

会 場 磐田市役所西庁舎 302 会議室

構成員 市議会議員 2 名

自治会代表 2 名

学識経験者 2 名

PTA 代表 2 名

学校長代表 2 名

市 職 員 2 名

事務局 教育長 事務局長 学校教育課長 教育相談係長 教職員係指導主事

1 開会のことば

審議会条例第 6 条第 2 項に「審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことはできない」と規定されています。本審議会は、1 名が所要により欠席の連絡が入っておりますが、他の委員についてご出席いただいているので、会を開きたいと思っております。

2 教育長あいさつ

- ・ 学級閉鎖も幾つか出ています。昨日、豊岡南小に県知事等がお見えになり、ビーンズの会による真心ランチに視察されました。食事の後、6 年生が苗作りから収穫までの苦労などを発表し、知事も絶賛してくれました。
- ・ 第 1 回協議会において、特別支援学級拠点校化にかかわる通学区域規則改正についてご協議いただき、拠点校化に望む準備をしました。しかし、平成 22 年 10 月 19 日付けで、県教育委員会は特別支援学級在籍児童生徒数の急激な増加により一層の弾力化を望む声も多きを理由に方針を整理する旨の通知を出しました。これにより「拠点校化」の文言がなくなりました。こうした経緯から地域で学ぶ環境を整えたいとの思いから通学区域規則をもとにもどしたいと考えています。
- ・ そこで、今回の第 2 回審議会では、特別支援学級にかかる規則改正についてご審議いただくとともに、学区外就学基準のうち、「通学の利便性と安全を確保する場合」及び「小規模特認校に通学する場合」の申請の状況と認可の結果を中心に報告させていただくとともに、承認基準の見直しについてもご審議いただきたいと考えています。
- ・ 委員の皆様からいろいろな御意見をいただき、それらを踏まえて、課題解決に向かいたいと考えています。よろしくお願いします。

3 会長あいさつ

12 月から民生児童委員になりました。就労証明等の仕事も経験しています。この経験から、様々な事情をかかえた家庭がある中で、血の通った制度にすることが必要であると感じています。通学区域審議会も複雑な内容もあるようですが、よろしくお願いします。

拠点校化について見直しが図られてよかったと思っています。

4 議事

(1) 学区外就学及び区域外就学の認可状況について

事務局) 平成 22 年度認可された児童生徒数の報告です。最も多い承認理由は学期途中の転居によるもので 75 人です。次に多いのは保護者就労による申請で 24 人です。合計は小学校 124 名(1.3%)の児童が申請して認可されています。中学校は、転居による者が最も多く 29 人です。保護者就労は小学校とは違い、7 人と少なくなっています。合計は 58 人(1.3%)の生徒が学区外・区域外就学を行っ

ています。

市内在住であるが区域外就学をしている者は、転居によるものが多く 21 名です。

利便性と安全性による学区外就学ですが、9月に広報し、11月までの申請、その後市教育委員会により申請が適正であるかを審査しました。合計 25 名が認可されています。うち、向陽中学区に居住する生徒が豊田中に行く者が 16 名います。

豊岡北小学区の子どもが豊岡東小に「小規模特認校制」で通う子どもが 1 名です。

主な質疑

- Q 向陽中から豊田中に動くということで、岩田学区の子どもが対象になるわけですが、向陽中の生徒数等の状況はどうですか。
- A 向陽中の新 1 年生は 71 名です。全校生で 252 名です。
- Q 就学認可状況ですが、昨年度との比較は？
- A 昨年度は小学校 148 名、中学校 196 名でした。今年度と比較すると、小学校は僅かに減っており、中学校で増加しています。その理由は、「利便性と安全性による学区外就学」による申請が増えていることです。
- Q 住民登録できない理由とは、昨年度の説明ではDVだということですが・・・
- A 一時保護されて、児童相談所から指導を受け落ち着いた場合に適当な住所に異動することが多いです。
- Q 岩田小学校での学区外就学申請の状況は？
- A 6 年生 18 名中 16 名が学区外就学申請を出しています。今の親世代が豊田中に行っていたこともあり、このことも学区外就学申請が増えた要因の一つとも言えます。今後の課題として、地域の活動のあり方などが挙げられます。

(2) 特別支援学級拠点校化の再見直しについて

[磐田市立小中学校通学区域規則の一部を改正する規則の廃止について]

事務局) 現在、第 1 回審議会でご審議いただいたとおり、小学校の特別支援学級について 12 校を拠点校として設定し、「通学区域規則の一部を改正する規則」を制定しています。

県教委は 10 月 19 日付文書により特別支援学級設置の方針を整理する旨の通知を出し、これにより「拠点校化」の文言がなくなったことから、市もこのことに基づき通学区域規則をもとにもどしたいと考えます。

[磐田市立小中学校通学区域規則の一部改正について]

事務局) 県教委は特別支援学級の設置について「複数の児童生徒がともに学ぶことができる学習環境を重視し、2 人以上の開設を原則」としています。

豊田北部小の自閉・情緒学級がこれにあてはまるため、県に新設要望を行っている。これが認可された場合、9 ページのとおり通学区域規則改正を行いたいと考えています。

主な質疑

- Q 豊田北部小の新設理由は？
- A 来年度、豊田北部小学区の子どもで、新 1 年生と新 3 年生の計 2 名が新設されれば入級させたいという希望が出ています。そのため、県に新設を要望しています。
- Q 1 名になったら閉鎖するということか？

- A 来年度も1名の学級が幾つかありますが、途中で転校させることがないように県教委に継続同意申請書を出しています。

では、一部改正についてよろしいか。

一同、同意。

(3) 学区外就学及び区域外就学の承認基準見直しについて

[承認事由3「児童生徒指導上特別の配慮が必要であると認められる場合」]

事務局) 承認事由4「保護者就労のため」など、住民票を異動しない場合においても学校生活に適応しきれないと判断される場合もあります。したがって、「住民票を異動したが」を削除したいと考えています。

主な質疑

Q ここ数年で、このような要望はありますか。

A 特別支援学級入級予定の保護者から、「通常学級に転籍した場合、学校を転校しなければならないか」という相談を受けたことがあります。例えば、磐田西小学区に居住する子どもは磐田中部小の自閉・情緒学級に通うこととなります。こういう子どもが通常学級に戻る場合は、学区としては磐田西小になるわけですが、これまでの教員や子どもたちとのつながりから磐田中部小に通わせたいということです。こういったケースにも対応できる条項にしたいという思いがあります。

温かい改正であると捉え、承認してよいか。

一同、同意。

[承認事由9「就学指定校より自宅から最も近く、かつ安全に登下校することができる学校への通学を希望する場合」]

事務局) 現在、入学時に申請できる制度になっています。しかし、市外から転入する場合はすべての学年において申請できるようになっています。

転入・編入においては、市内・市外ともに転居という条件は同じです。そこで、公平性の観点から市内の転入・編入時においても承認事由9を認可したい。したがって、「他市町からの」を削除したいと考えています。

主な質疑

承認してよいか。

一同、同意。

5 その他

熱心なご協議をありがとうございました。委員の皆様の任期はすべて平成23年3月31日までの1年となっています。来年度、改めて委員をお願いする方もあろうかと思いますが、そのときは是非お願いしたいと考えています。よろしく申し上げます。